

# 室戸市県産材利用推進方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、県が定めた都道府県方針に則して、県産材の利用促進に必要な事項を定めるものである。

## 第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用の促進の意義

本市は、森林面積が市全体の約87%を占める豊富な森林資源を有する市である。森林は林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついていることから、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、その多くが主伐期を迎えつつある一方、木材価格の低迷等の要因から、林業生産活動は停滞し、森林の持つ多面的な機能の低下が懸念されている。このような現状の中で、高知県産材（県内で生産された材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、市民の生活環境及び地域経済の活性化に貢献するものである。

### 2 建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く市民の利用に供されるものであることから、市民に対して、木との触れ合いや木の良さを改めて実感する機会を提供することができる。これにより、木材の利用の意義について市民の理解を深めることができる。また、市が率先して公共建築物や公共土木工事において木材を利用することにより、一般建築物等への県産材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

特に、CLT（クロス・ラミネテッド・ティンバー 直交集成板）等の新たな木質部材については、これまで木材があまり使われてこなかった非住宅や中高層建築物などへの利用ができることから、庁舎等の公共建築物で積極的にCLTを活用することにより、建築物全般において利用が広がり、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に大きく貢献することが期待される。

## 第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材の利用の目標

### 1 公共建築物及び公共土木工事への積極的な木材利用の推進

(1) 市有施設は県産材を使用した木造とするよう努める。

- (2) 市有施設の内外装や設備・備品類は木質化を積極的に推進する。
- (3) 担当課においては、関係する公益団体等に対しても県産材を活用した施設の木造・木質化、備品・調度品類等の木質化を要請するものとする。
- (4) 市が発注する公共建築物や土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に努める。

### **第3 建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項**

#### **1 木材供給体制の整備**

市は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携し、素材生産の合理化、加工体制の拡充、木材の需給に関する情報の共有等を通じて、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制づくりに取り組む。

### **第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項**

#### **1 木材利用の促進のための体制の整備**

- (1) 市は、各課において県産材利用推進に向け努力を行い、全庁的なフォローアップにより県産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 市各課は、市内の公益団体等に対して、県産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、土木工事での県産材の積極的な活用を要請するものとする。

#### **2 事業者の取り組みへの支援**

市は、建築主である事業者が木材の利用を促進するため、建築物木材利用促進協定の活用を図るとともに、同協定に基づく支援を行うものとする。

#### **附則**

この方針は、平成25年3月11日から運用する。

この方針は、令和4年9月20日に改正し、運用する。

別表

## 室戸市公共建築物木造化基準

原則、全ての建築物を木造化の検討の対象とする。

建築物の用途		建築物の規模（1棟当たりの階数）の目安
		準耐火建築物は木造とする。
庁舎・研修所 交番・駐在所		4階建以下は木造とする
学 校		3階建以下は木造とする
スポーツ施設 (体育館、武道館等)		3階建以下は木造とする
文化施設 (図書館、美術館)		3階建以下は木造とする
集会場		2階建以下は木造とする
病 院	入院施設	3階建以下は木造とする
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なものは木造とする
県営住宅 職員住宅		3階建以下は木造とする
宿泊施設		2階建以下は木造とする
展示場 物品販売所 観光施設		2階建以下は木造とする
試験研究機関	管理棟	4階建以下は木造とする
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする
倉 庫		3階建以下は木造とする（3階200m <sup>2</sup> 未満）

※①以下の場合、非木造とすることができる。

- ア コストや技術の面で木造化が困難な場合
- イ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ウ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- エ 博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設

②非木造とした全ての建築物について、以下項目を木造とするなど、他工法との混構造を検討する。

- ア 上層階の木造化
- イ 耐力壁や床への部分利用など